

平成 27 年（ワ）第 13562 号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外 1 名

原告第 16 準備書面

(完全賠償の全体像と原賠審指針の問題点)

平成 31 年 4 月 17 日

東京地方裁判所 民事第 50 部 合同係 御中

原告訴訟代理人弁護士

古 川 元 晴



同

古 川 史 高



同

伊 豆 隆 義



同

川 原 奈 緒 子



同

工 藤 杏 平



同

新 森



同

古 郡 賢 大



## 目次

(はじめに) ······	3 頁
1 本準備書面の目的 ······	3 頁
2 「損害」の区分に関する基本的な考え方 ······	3 頁
3 被告らについての責任論との関係 ······	4 頁
第 1 「損害」の全体像 ······	4 頁
1 全損害の区分 ······	4 頁
2 原告の従前の主張との関係 ······	7 頁
第 2 損害 1 ~ 損害 4 の要点 ······	8 頁
1 損害 1 (被ばくさせられたことに関する損害)について ··· 被ばくによる健康障害及び更なる健康障害の発症への不安 ······	8 頁
2 損害 2 (避難を強いられたことに関する損害)について ··· 被ばく回避のための避難行動及び長期化する避難生活 ······	9 頁
3 損害 3 (人生を破壊されたこと (人生破壊) に関する損害)について ······	10 頁
4 損害 4 (財物 (動産・不動産) に関する損害)について ······	13 頁
第 3 損害 1 ~ 損害 4 による完全賠償と原賠審が定めた中間指針等との対比と問題点 ······	13 頁
1 損害 1 (被ばくさせられたことに関する損害)との対比 ······	13 頁
2 損害 2 (「避難を強いられたこと」に関する損害)について ······	14 頁
3 損害 3 (人生破壊に関する損害)について ······	15 頁
4 損害 4 (物的な損害ないしは経済的な損害)について ······	17 頁

(はじめに)

## 1 本準備書面の目的

本準備書面においては、損害論の総論として、原告が第15準備書面（その4）までにおいて明らかにした被告らの加害責任を踏まえ、原告が求める完全賠償の全体像及びこの全体像と対比した原賠審指針の問題点を述べる。

なお、全体像としては、主として損害の区分及びその要点を述べることとし、それを踏まえた損害額の算定方法及び金額は、追って、損害論の各論において述べることとする。

## 2 「損害」の区分に関する基本的な考え方

### (1) 被侵害権利を基準とする「損害」区分

原告が主張する「損害」については、被侵害権利を基準に、次のとおり区分されるものとする。

① 財産権（憲法29条）に対する侵害（財産権侵害）に係る損害（以下「財産的損害」という。）

② 非財産的損害

- ・ 生命・身体（憲法13条）に対する侵害（生命・身体侵害）に係る損害（以下「生命・身体的損害」という。）
- ・ 財産権及び生命・身体以外の基本的人権としての人格権（憲法11、13、14、19～26等）に対する侵害（人格権侵害）に係る損害（以下「人格的損害」という。）

### (2) 「人格的損害」の内訳と「精神的損害」との関係

#### ア 「人格的損害」の内訳

上記の「人格的損害」は、さらに次の2つの損害に区分されるものとする。

① 人格権の無体財産的な価値自体についての損害

② 人格権を含む各種の権利侵害に付随する精神的苦痛

イ 「精神的損害」との関係

上記の「人格的損害」は、一般的には「精神的損害」と同義に理解され得るが、その場合でも、上記①の「人格権の無体財産的な価値自体についての損害」と、上記②の「人格権を含む各種の権利侵害に付隨する精神的苦痛」とに「損害」を分けて把握する必要がある。

そして、一般的に慰謝料と称されている「損害」は、上記②の損害を意味するものとする。

### 3 被告らについての責任論との関係

原告がこれまでの準備書面において明らかにしてきた被告らの本件事故についての責任と、原告の主張する「損害」との関係は、次の2つに分けて捉えることができる。

① 「損害」の発生原因としての責任

② 「損害」の賠償額の増額事由としての責任

#### 第1 「損害」の全体像

##### 1 全損害の区分

(1) 原告の全損害を、次の①～④の4つに分け、かつ、①～③には、④以外の財産的損害及び非財産的損害の全てを含める。

① 被ばくさせられたことに関する損害（損害1）

③ 避難を強いられたことに関する損害（損害2）

③ 人生を破壊されたこと（人生破壊）に関する損害（損害3）

④ 財物（動産・不動産）に関する損害（損害4）

(2) 損害1～損害4の類例なき甚大性と損害構成の相当性、合理性

ア 類例なき甚大性

各損害は、後述するとおり、いずれも原子力災害により生活・生存基盤である地域共同体が丸ごと破壊されるという過去に類例のない甚大な被害によってもたらされたものである。そして、以下の関連死、精神的ストレス及び被ばく不安に関するデータは、損害全体の類例なき甚大性の一端を示すものである。

① 関連死（復興庁ホームページ、甲ニ31）

復興庁が、各地方自治体（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県）の協力を得て把握した東日本大震災における震災関連死の死者数を、合計数との上位3県（福島県、宮城県及び岩手県）の数についてみると、次のとおりである。なお、  
( ) 内の数は、増加数である。

年月日	合計	岩手県	宮城県	福島県
24・3・31	1632	193	636	761
26・3・31	3089	441	889	1704
	(+1457)	(+248)	(+253)	(+943)
28・3・31	3472	459	920	2038
	(+383)	(+18)	(+31)	(+334)
30・3・31	3676	466	927	2227
	(+204)	(+7)	(+7)	(+189)

上記データから明らかなように、原子力災害が及ぼなかつた岩手県及び宮城県については、3年経過後から大幅に減少しているのに対し、原子力災害により甚大な被害を受けた福島県においては、当初から3県中で最も多く、かつ、3年経過後も毎年多数の死者が発生し続けている。

② 精神的ストレス

辻内琢也著「フクシマの医療人類学」（『ナラティブとケア』第10号  
2019年1月（甲ニ32）37～38頁）によれば、著者等が7年間

にわって行ってきた S S N (民間支援団体「震災支援ネットワーク」)・N H K 共同量的・質的大規模アンケート調査の結果は、同論文 3 8 頁掲載の「表 1 外傷後ストレス症状の 7 年間の推移」記載のとおりであり、心的外傷後ストレス傷害 (P T S D) の可能性がある者 (得点 2 5 点以上の者) の割合は、事故後 7 年を経過しても依然として被災者の 4 0 % 近くおり、人びとが極めて高い精神的ストレス状態で生活をしていることがわかる。

	調査対象	割合
2 0 1 2 年	埼玉県	6 7 . 3 %
2 0 1 3 年	福島県内仮設住宅	6 4 . 6 %
2 0 1 3 年	埼玉県・東京都	5 9 . 6 %
2 0 1 4 年	同上	5 7 . 7 %
2 0 1 5 年	全国	4 1 . 0 %
2 0 1 6 年	福島・全国	3 7 . 7 %
2 0 1 7 年	首都圏	4 6 . 8 %

### ③ 被ばく不安

原子力災害の本質的要素は、原災法第 2 条第 1 項に規定されているように、原子炉から放出された放射性物質又は放射線による被ばくである。そして、福島県民が本件事故によって負わされた被ばく不安が如何に甚大であるかは、既に、原告第 1 5 準備書面 (その 4) 第 6 章第 7 、 3 (4) ア (ア) c ) において、各種の県民意識調査のデータを示して詳述したとおりであって、県民には現在に至るも強い被ばく不安が継続している状況が明らかにされている。

#### イ 各損害、特に損害 3 の構成の相当性、合理性

各損害は、いずれも原子力災害によって地域共同体が破壊（消滅）させられるという過去に類例のない甚大な被害によって惹起させられてい

るために、単に従前の事例に安易に準拠するだけでは到底その損害の甚大性を適切に把握し切れない。

特に損害3のように、各種の人格的損害を包括的に「人生破壊」と構成するような事例は、過去に類例がないであろうが、後述するとおり、本件は、原子力災害によって生活・生存基盤が破壊されたことによって惹起された総体としての人格権侵害事例であるところから、かかる構成をとることが最も適切で相当性、合理性がある。

なお、損害2は、避難を強いられたことによる「日常生活の阻害」を主たる損害として捉えているのに対し、損害3は、地域共同体を基盤に培われてきた多種多様な人格権の総合的、有機的な総体としての「人生」が丸ごと破壊されたことを包括的に「人生破壊」として捉えて損害としているのであって、対象とする損害が異なる。

## 2 原告の従前の主張との関係

### (1) 従前の主張の要点は、次のとおりである（訴状116頁）

① 精神的損害に限定して請求し、物的な損害ないしは経済的な損害については、後日請求する予定である。

#### ② 精神的損害

- ・ 被ばくによる重大な健康被害の恐怖と不安（旧損害1）
- ・ 長年住み慣れた住居及び地域での生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛（「ふるさと喪失慰謝料」）（旧損害2）
- ・ 避難慰謝料（旧損害3）

### (2) 従前の主張の変更点

#### ア 請求の拡張について

完全賠償を求めるということで、財産的損害及び非財産的損害の全ての損害について、完全な賠償を請求する。

#### イ 旧損害1～3との関係について

- ① 損害1・・旧損害1における主張を維持し補強しつつ、被ばくによる具体的な健康障害（鼻血等）を加える。
- ② 損害2・・旧損害3における主張を維持し補強する。
- ③ 損害3・・旧損害2における「ふるさと喪失」という構成を、後述するとおり、地域共同体を基盤として培われてきた「人生」を破壊されたこと（人生破壊）と構成し直す。

## 第2 損害1～損害4の要点

1 損害1（被ばくさせられたことに関する損害）について・・被ばくによる健康障害及び更なる健康障害の発症への不安

### （1）被ばくによる健康障害

ア 発症した健康障害の内容・・鼻血等

① 原告は、既述のとおり、双葉町において住民避難の職務執行中及び避難先の川俣町において、公衆の被ばく線量限度1ミリシーベルトを遙かに超える高濃度の被ばくをさせられた。

② その結果、鼻血等の身体障害を負わされた。

イ 被侵害権利・・生命・身体（憲法13条）に対する侵害

### （2）更なる健康障害の発症への不安

ア 不安の内容・・精神的苦痛

被ばくについては、低線量被ばくであっても、死に直結する各種がんを含めた多種、多様な健康障害が発症するに至る可能性が存在するため、既に発症した鼻血にとどまらず、更なる健康障害の発症が懸念される状態に陥らされている。

イ 被侵害権利

我が国では、法令により、公衆の被ばく線量限度が年間1ミリシーベルトと定められている。したがって、この数値を超えて被ばくさせるこ

とは、精神的自由（憲法13条）に対する侵害であり、違法である。

#### ウ 将来、更なる健康障害が実際にも発症した場合への対応

将来、この不安どおりに更なる健康障害が実際にも発症した場合には、原告は、その発症後において、被告らに対し、新たな損害賠償請求を行う覚悟である。

### （3）加害の悪質性

次の事由を損害として適正に評価する。

- ① 原告を被ばくさせた経緯の悪質性（原告第9準備書面～原告第14準備書面）
- ② 初期被ばく数値の測定体制不備の違法実態（原告第15準備書面第6章第6、3参照）
- ③ 被ばくによる健康不安及び健康障害を否定する非科学的で違法な県民健康調査（原告第15準備書面第6章第6、4参照）

## 2 損害2（避難を強いられたことに関する損害）について・・被ばく回避のための避難行動及び長期化する避難生活

### （1）強いられた避難の内容

地域共同体である双葉町全域が、福島第一原発から放出・拡散された放射性物質により高濃度に汚染され、全住民が長期に亘って「住めない町」とされてしまったこと（以下「地域共同体の破壊」ともいう。）によって、以下のとおり、過酷な避難（被ばく回避のための避難行動及び長期化する避難生活）を強いられた。

#### ア 避難行動

##### （ア）町民として

五感で感知することができない放射能の放出・拡散状況に関する必要な情報を全く知らされないために、戦場を逃げ回ると同様の極度の恐怖、

苦痛の中で、双葉町から川俣町に緊急避難し、さらに川俣町から埼玉県に必死で再避難することを強いられた。

(イ) 町災害対策本部長として

原告自らも住民同様の過酷な状況の中で、町民の「生命、身体及び財産」を保護する責務を果たすべく、必死に町民の避難誘導に努めた。

イ 長期化する避難生活の内容

(ア) 町民として

上記の過酷な避難場所において、「地域共同体」が高濃度に放射能に汚染されて破壊されたことにより帰還の見通しが立たない状況に陥られていることによる「先行き不安」も加わって、過酷な避難生活を強いられている。

(イ) 町災害対策本部長として

原告自身も、上記の町民と同じ過酷な避難生活を強いられる中で、住民の避難生活改善等の責務を果たすための職務を必死に執行させられた。

(2) 被侵害権利

ア 町民としての権利

町民に対しては、憲法上、基本的人権として、次のような権利が保障されている。

① 居住移転の自由（憲法22）

② 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（憲法25条生存権）

イ 町災害対策本部長としての原災法上の適正な職務執行権限

原告は、町災害対策本部長として、原災法上、町民に対し、「生命、身体及び財産を保護」する責務を課されていた。そして、その責務を適切に果たし得るように、同法上、避難指示の発出等種々の権限を付与されていたのであって、被告国といえども、その権限を侵すことは許容されていな

い。

### （3）加害の悪質性

原告に避難を強いた経緯の悪質性（原告第9準備書面～原告第15準備書面）を損害として適正に評価する。

## 3 損害3（人生を破壊されたこと（人生破壊）に関する損害）について

### （1）「人生破壊」の意味及び被侵害権利

#### ア 「人生破壊」の意味

住民の「生活・生存基盤」である地域共同体が破壊（消滅）させられたことによって、当該地域共同体を基盤として培われてきた過去、現在、未来の総体としての「人生」が破壊させられたことを意味する。

#### イ 被侵害権利

① 地域共同体は、憲法上の全ての基本的人権（11、13、14、19～26、29等）によって総合的、有機的に構成されている住民の「生活・生存権」の基盤を構成するものである。それ故に、憲法上、地方公共団体が、地方自治体として、被告国から独立した法人格をもち自律権を有すること（団体自治）が保障されている。

② そして、地域住民の地域共同体を基盤として培われてきた過去、現在、未来の総体としての「人生」も、住民の「生活・生存権」の具体的な内容をなすものである。

③ したがって、「人生破壊」の被侵害権利は、上記の憲法上の全ての基本的人権の総合的、有機的な総体としての「生活・生存権」であると構成することができる。

### （2）原告の「人生破壊」に関する損害の内容

ア 原告は、先祖伝来の地域共同体であり地方自治体である双葉町において

て、生誕以来、刻苦勉励して培ってきた過去、現在、未来の人生の全てを、本件事故により失わされた。

- ① それは、本件事故の発生による地域共同体であり地方自治体である双葉町の破壊自体が、人災である原子力災害として、広汎性、深刻性、継続性において過去に類例のない「人生破壊」をもたらす過酷なものであることに加えて、発生した本件事故に対する被告らの重ね重ねの違法な応急対策の実施により、原告の町長（町災害対策本部長）としての適正な職務執行が妨害されるとともに、原告が双葉町において培ってきた豊かで緊密な人間関係が分断、対立させられ破壊されたことによる。
- ② その象徴的出来事が、原告第15準備書面（その3）第6章第4，3（37～47頁）で詳述したとおり、原告の社会的地位の喪失としての町長失職であり、そのことによる双葉町政の抜本的な改革にかけた原告の人生の喪失である。
- ③ また、原告は、双葉町における中核的事業にまで育て上げた会社経営の人生から、町政改革に将来の人生を託して町長に転じたものであるが、その会社経営の事業も本件事故により双葉町が破壊されたことにより既に破壊されているために、かつての会社経営の人生に戻ることも不可能となっている。
- ④ その他、人間関係の分断によって家族、親族、社会生活等において生じている弊害により、時間、費用等の浪費及び精神的苦痛を強いられている。  
イ 加えて、町長（町災害対策本部長）としての職務が、被告方に裏切れ、騙されたことにより適切に執行できなかった（職務執行妨害された）ことによってもたらされた本件事故による「人生破壊」に伴う極度の疲労、苦しみ、怒りは終生に亘るものである。しかも、被告らは、本件事故に関する責任を全面的に否定しているため、原告は、裁判により本件

事故全体の真実と被告らの責任を解明しなければ、原子力行政の末端の長としての町長在任中の職責不履行の汚名を払拭できず、新たな人生を開始することができない状況に置かれている。つまり、原告は、その人生を破壊されたままの状況にとどめられている上に、裁判対策等に多大な時間、労力、費用等の消耗を強いられることとなっている到底受け入れることができないのであって、これは、「人生破壊」を拡大、深刻化させる重ね重ねの加害行為である。

### （3）加害の悪質性

原告の人生を破壊した悪質性（原告第9準備書面～原告第15準備書面）を損害として適正に評価する。

## 4 損害4（財物（動産・不動産）に関する損害）について

### （1）発生した損害の内容

- ① 不動産に関する損害・・原告は、双葉町内に有する多数の不動産（土地、建物）を、宅地、農地、賃貸、担保等に用いていたが、すべて不能となった。
- ② 動産に関する損害・・家財道具等がすべて使用不能となった。

### （2）被侵害権利

財産権（憲法29条）

### （3）加害の悪質性

原告の財物を使用不能にした経緯の悪質性（原告第9準備書面～原告第15準備書面）を損害として適正に評価する。

## 第3 損害1～損害4による完全賠償と原賠審が定めた中間指針等との対比と問題点

### 1 損害1（被ばくさせられたことに関する損害）との対比

(1) 損害1に含まれる中間指針等の損害項目

- ① 中間指針第3[損害項目]の1・「検査費用(人)」
  - ② 中間指針第9・「放射線被曝による損害(障害を負った場合に限る。)」
- (2) 損害1の損害項目につき、中間指針等が対象外としているもの
- ① 「被ばくによる健康影響への不安」は賠償の対象外
  - ② 増額事由としての悪質性も、賠償の対象外

2 損害2(「避難を強いられたこと」に関する損害)について

(1) 損害2に含まれる中間指針等の損害項目

- ① 中間指針第3の[損害項]の2・次の避難費用(生活費の増加費用は除く。)
  - ・交通費、家財道具の移動費用
  - ・宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用
- ② 中間指針第3[損害項]の3・「一時立入費用」
- ③ 中間指針第3[損害項目]の4・「帰宅費用」
- ④ 中間指針第3[損害項目]の6・「精神的損害」

(2) 中間指針等の問題点・精神的損害について

ア 第1期及び第2記の賠償額

第1期の賠償額一人月10万円及び第2期の賠償額一人月5万円であるが、生活・生存基盤である地域共同体が破壊(消滅)されたことによって余儀なくされた過酷な「避難」を、かかる地域共同体の破壊(消滅)を伴わない交通事故による身体傷害事例における一時的な入院中の不自由さに準じて損害額を極めて低額算定しようとする考え方自体が、実態とはるかにかけ離れた考え方である。

イ 第3期につき最終的な一括払いについて

一括払いの金額は、計算上は1ヶ月10万円として10年10ヶ月分。

しかし、第3期は未だに継続中で、帰還の見通しも不明なままであり、合理性がない。

ウ 増額事由としての悪質性は、賠償の対象外

3 損害3（人生破壊に関する損害）について

(1) 損害3に含まれる中間指針等の損害項目はない。

① 中間指針等においては、生活・生存基盤である「共同体の破壊」も、それに伴う「人生破壊」も、賠償の対象としていないことは明らかである。

② したがって、また、被告らの悪質性による増額事由等も対象外である。

(2) 参考

ア 原賠審における「故郷喪失慰謝料」についての審議状況

① 第四次追補（甲ニ13）においては、その指針において、帰還困難区域等の双葉町については、第3期の精神的損害として一人1000万円を追加して一括支払うこととし、その備考において、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償することとしたと記している。

② しかし、この一括支払いは、第二次追補における一括払金600万円と同じ性質のものであることは多言を要しないところであり、現に第4次追補自身も、第二次追補における600万円と第四次追補における加算額1000万円とを同じ性質のものとして、その重複部分を際し引いた700万円を一括払いすることとしているのである。要するに、第二次追補の600万円と第四次追補の1000万円が同じ性質の避難に関する賠償金であって、「生活・生存権」の基盤である「地域共同体」の破壊によってもたらされた人生破壊自体についての賠償とは次元を異にする

る賠償であることは明らかである。これは、交通事故による身体傷害事例において、身体傷害自体に対する賠償と、当該身体傷害に伴う入通院に関する慰謝料（精神的損害に係る賠償）とが全く異なることと同じであって、敢えて言うまでもないことである。

- ③ 「財産的損害」以外の「非財産的損害」をすべて「精神的損害」と構成して、その内訳を明確にしないまま融通無碍に用いることの弊害は看過し得なのであって、原告の主張のように内訳を明らかにして用いることが相当であり、合理性があることは明らかである。

#### イ 原賠審における「人生破壊」についての審議状況

- ① 原賠審の第36回会議において、委員間で次の旨の意見が交わされている（甲ニ17、22～23頁）。

大塚「「長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を長期間にわたって余儀なくされた精神的苦痛等」・・この中には、その人が長い間帰れないことによってその生活基盤を失って長期間たってしまって、場合によつてはその人の人生がどうなってしまうのかということも入ってくると思うのですけれども、そういう問題は今まで考えていた精神的損害の中に完全に入ってしまうのかどうかというのがよく分からないところがあるものですから、整理をする際に全額調整（控除）をする性質のものかよく分からなくて、ご議論いただけすると有り難いと思います。」

能見「（略）大塚委員が言われたようなことも考慮しながら、全体の総額、幾らぐらいにするかというのを考えればいいということなのではないでしょうか。」

- ② 以上のとおり、大塚委員からの「人生がどうなってしまうのか」という原告主張の「人生破壊」に通じる問題提起に対し、能見会長の見解は余りにも曖昧で恣意的なものにとどまっている上に、それ以上真摯な議論はなされていない。

#### 4 損害4（物的な損害ないしは経済的な損害）について

（1）損害4に含まれる中間指針等の損害項目は、以下のとおりである。

- ① 中間指針第3〔損害項目〕の7・「営業損害」
- ② 中間指針第3〔損害項目〕の9・「検査費用（物）」
- ③ 中間指針第3〔損害項目〕の10・「財物価値の喪失又は減少等」

（2）上記損害項目の問題点

① 中間指針は、上記いずれの損害項目についても、抽象的基準を示すにとどめたため、実際にこれを運用する被告東電に悪用する余地を残している。そのため、被告東電によって、損害賠償額の打ち切りや制限等に使われている。そして、審査会では、問題点を知りながら、それを看過している。

② とりわけ、営業損害については、被告東電は、平成27年3月に逸失利益2年分で将来逸失利益の賠償を打ち切りにし、また、不動産損害についても、生産の基礎となる土地建物、営業用資産、山林田畠について、これが失われたことについての完全賠償はなされていない。検査費用についても十分な賠償がなされていない。

③ そして、他の損害項目同様、加害の悪質についての配慮がない。

以上